

飯盛靈園指定管理者 募集要項

令和8年5月

飯盛靈園組合

飯盛霊園指定管理者募集要項 目次

はじめに	1
1. 指定管理者選定の目的	2
2. 管理対象施設の概要	2
3. 指定管理業務の基本方針	2
4. 指定管理者が行う業務内容	3
(1) 指定管理業務（必須業務）	3
(2) 附帯事業（必須業務）	3
(3) 自主事業（提案業務）	4
(4) 指定管理者に係る権限	5
(5) 管理運営に当たって遵守すべき法令等	6
(6) 事業計画書等の提出	7
(7) 事業報告書等の提出	7
(8) その他	8
5. 募集に際しての基本条件	8
(1) 申請者資格	8
(2) 管理者として果たしていただくべき責務	9
(3) 指定予定期間	12
(4) 指定管理料の支払い	12
(5) 附帯事業、自主事業の実施に係る公園使用料	12
(6) 業務分担	14
(7) 指定管理者と組合の責任分担	14
(8) 提案内容等の遵守	17
(9) 組織体制	17
6. 申請の手続	19
(1) 募集要項及び申請に関する資料の配布	19
(2) 申請に関する説明会及び現地施設案内	19
(3) 質疑	20
(4) 申請に当たっての提出書類の受付	21
(5) その他	21
7. 申請に当たっての提出書類	21
(1) 提出書類	21
(2) 複数の法人等が共同して申請する場合	23
(3) 提出部数	24

(4) 提出書類の返却	24
(5) 提出書類の不備	24
(6) 記載内容の変更等の禁止	24
(7) 提案内容の公表	25
(8) その他	25
8. 指定管理者の選定	26
(1) 選定方針	26
(2) 選定機関	26
(3) 選定方法	26
(4) 留意事項	28
(5) 審査結果	29
(6) 指定管理候補者の選定	29
9. 指定管理者の指定	29
10. 指定後のスケジュール	29
(1) 令和9年度の事業計画書の提出と承認	29
(2) 協定の締結	30
(3) 引継ぎ事項	30
11. モニタリング（点検）の実施	30
12. 指定の取消し等	31
13. その他	31
14. 問い合わせ先	31

○申請書類（様式等）

○参考資料

はじめに

飯盛霊園組合は、大阪府東部、奈良県との境界の四條畷市に位置し、飯盛山の麓、緑豊かな自然環境に恵まれた地に守口市、門真市、大東市及び四條畷市（以下「関係市」という。）で構成する一部事務組合として、昭和40年3月に発足しました。

関西でも有数の大規模な墓地公園の管理運営事務を共同で行っており、憩いとやすらぎのある墓地公園を目指し、多様化する市民ニーズに応えるため、芝生墓所や、合葬墓「虹の丘」を設置するとともに、園内に日本庭園やアスレチック広場を設け、訪れる方々の憩いの場所となっています。

本組合では、これまで地元の下田原地域住民の理解と協力を得つつ、守口市、門真市、大東市及び四條畷市の4市が連携した取組みを進めてきており、現在は約22,000区画の墓所や合葬墓等の整備を行うなど、関係市民の墓地需要に応じてきました。

しかし、昭和40年の組合設立から60年以上の年月を重ねるなか、核家族化の進行に伴う墓所返還の増加や市民が希望する墓所形態の多様化など、お墓に対する社会情勢や意識が大きく変化しており、令和4年に実施したアンケート調査の結果においても、市民の墓地に対する不安の増加やニーズが多様化していることが伺えます。

また、墓所整備から約半世紀が経過したことで、既存の施設等が老朽化してきており、今後は計画的に再整備を進める必要があるとともに、開かれた都市公園として緑地保全や魅力あふれる公園として有効利用を検討するなど、時代に合った霊園への変革の必要にも迫られています。

本組合では、令和7年3月に「飯盛霊園公園整備計画」を策定し、「開かれた都市公園」機能の拡充を基本に、①単なる霊園の利用を超えて、現在の広場や園路、未利用地を一体的に活用した樹木の緑や花々の色彩あふれる「庭園」として整備をすること、②霊園の広大な未利用地等は、周辺地域を巻き込んだ地域産業のハブとなる農産物の実験場として「農園」の要素を追加し、地域の新たな農産物の拠点を目指すことを基本コンセプトに掲げています。これにより、従来の墓園利用者以外にも、幅広い市民や近隣住民の憩いの場となり、来訪を促すような霊園となることで、今後の維持・整備の持続可能性を高めることを目指しています。

計画内では、一括委託により業務の効率化や経費節減効果が見込まれる維持管理業務や、供花販売をはじめ事業者の創意工夫により収益化が可能な事業を精査し、民間活力を導入することで霊園の新たな魅力を創出し、価値を高め、投資を呼び込む可能性が高い事業手法を検討し、指定管理者による運営を今後の軸とすることが選択されました。

令和9年度からの指定管理者による新たな体制による運営開始を目指し、飯盛霊園組合とともに霊園の新たな魅力向上に取り組む運営事業者を公募するものです。

1. 指定管理者選定の目的

本組合は、飯盛霊園の管理運営業務をより効果的かつ効率的に行い、墓園利用者、幅広い市民や近隣住民へのサービスの向上等を図ることを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び飯盛霊園条例第49条の規定に基づき、その管理運営業務を行う指定管理者を広く募集します。

2. 管理対象施設の概要

施設名称	飯盛霊園
所在地	大阪府四條畷市下田原 448 番地
開設	昭和 43 年
施設規模	総敷地面積：62.5 h a
施設概要	組合事務所：1 か所 RC 造 2 階建て建床面積 660.87 m ² 便益施設・管理事務所：1 か所 鉄骨造 2 階建て建床面積 192.04 m ² 倉庫：3 か所 公衆便所：11 か所（組合事務所、便益施設を除く） 給水施設：揚水ポンプ 1 か所、受水槽 3 か所、浄化槽 13 か所 開園時間：通年開放 組合事務所受付時間：午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分 休園日：年中無休 正面ゲート開門時間 【通常】7:00～19:00 【彼岸（春分・秋分の日と前後の 3 日間）】6:00～19:00 【お盆（8 月 11 日～16 日）】5:30～20:00 ・墓所数：22,230 区画 ・合葬墓：1 か所 関連施設： ・飯盛霊園斎場：1 か所、2,566.71 m ²

※ 管理対象区域は「別紙 1」を参照してください。

3. 指定管理業務の基本方針

指定管理者は、飯盛霊園内の公園が地方自治法第 244 条に規定する公の施設であることから、正当な理由がない限り、公園利用者が公園を利用することを拒んだり不当な差別的取扱いをせず、公平・平等に公園を利用できるよう十分に配慮するとともに、公園の役割や特性を十分に理解した上で、施設の運営管理・維持管理を、

創意工夫をもって行うものとします。

また、指定管理者は「飯盛霊園組合施設管理基本計画（令和3年12月改訂）」、「飯盛霊園整備基本構想（令和5年2月）」、「飯盛霊園組合公園整備計画（令和7年3月）」の内容を理解し、その目標の実現に向けて、公園の管理・運営に取り組む必要があります。

4. 指定管理者が行う業務内容

指定管理業務は、概ね次の（1）から（2）までの内容に分類され、指定管理者には、霊園内の施設の利用、維持、保全及び運営に係る包括的な管理を行っていただきます。

詳細については、飯盛霊園指定管理業務等仕様書（以下、仕様書）を参照してください。提案内容の実施については、組合と指定管理者との協議により決定します。

また、業務内容の全部又は主要な部分を第三者に対し、委託し、又は請け負わせるはなりません。業務の一部（主要な部分を除く。）について第三者に対して委任し、又は請け負わせる場合には、あらかじめ書面により組合の承諾を得ることが必要です。主要な部分とは、原則、霊園の維持管理及び便益施設の運営管理をマネジメントする業務をいいます。

（1）指定管理業務（必須業務）

指定管理者は、次のア、イに掲げる指定管理業務について、霊園の機能及び環境を良好な状態で維持し、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、適切な維持管理を行ってください。また、公園の運営に当たって、行為の許可、利用料金の徴収を行ってください。

ア 霊園及び便益施設の維持管理に関する業務

イ 公園許可業務

詳細については、仕様書を参照してください。

（2）附帯事業（必須業務）

指定管理者は、便益施設内において指定管理業務に支障のない範囲で、公園施設の設置管理許可を受け、次のア、イに掲げる事業を行ってください。

附帯事業とは収益力のある飲食・物品販売等を自らの責任において行うもので、収入を得ることはできますが、指定管理料を充てることはできません。また、事業に必要な設備・備品等は事業者自らが用意・設置することとします。実施者は外部事業者への委託又は共同体による運営も可能です。

指定管理業務と附帯事業は、それぞれ区分して経理してください。附帯事業に係る収支については「収支計画書(附帯事業)(様式第5号2)」に記載してください。

便益施設の使用料については、収益事業に供する面積部分について使用料を設定し、事業者が組合に納付してください。

便益施設の営業日、休館日は提案によるものとし、組合と協議の上決定することとします。

なお便益施設の計画図は、「6.(2)申請に関する説明会及び現地施設案内」にてお渡しします。

ア 飲食、物販等の便益サービスの提供業務

飲食、物販等の便益サービスの提供業務とは、霊園利用者の利便増進を図るため、利用促進方策や利用者の利便性の向上につながるサービスについての取組を提案し、実施してください。

特に、公園に求められる新たなニーズに対応した取組について積極的に提案してください。

公園に求められる新たなニーズ

- ・ 飲食、物販等の便益サービスの提供

霊園利用者や地域住民等が気軽に立ち寄り、休憩できる飲食サービス、軽飲食・ドリンク・地元産品等の販売、物販店舗、キッチンカー等による便益サービスの提供。

イ 供花販売業務

墓参者のための供花販売を行う業務です。便益施設内に設置される供花販売店舗において、原則年中無休にて営業することとします。

詳細については、仕様書を参照してください。

なお、地元生産の花の仕入れや販売に関しての地元雇用に努めてください。

(3) 自主事業(提案業務)

指定管理者は、一般利用や施設の設置目的を損なわない範囲で、公園の利用促進や利用者の利便性向上のため、自主事業として公園内での魅力向上や利用促進に寄与する事業を行い、収益をあげることができます。

自主事業とは、指定管理者が自らの責任において行うもので、指定管理料を充てることはできません。

特に、現状の霊園で提供しているサービス事業、公園に求められる新たなニ

ズに対応した取組について積極的に提案してください。

現状霊園で提供しているサービス事業

- ・ 銀杏、カブトムシの無料配布
- ・ 自動販売機事業

公園に求められる新たなニーズ

- ・ 墓所サービスの提供
- 墓参代行や清掃代行等の多様化する墓所ニーズに対応するサービス提供。
- ・ 園内移動円滑化に関するもの
- シェアサイクル、電動キックボード等、園内アクセスを向上させるためのモビリティサービスの提供。

指定管理業務と自主事業は、それぞれ区分して経理してください。自主事業に係る収支については「収支計画書(自主事業)(様式第5号3)」に記載してください。

事業計画書において提案されたものであっても、内容によっては実施できない又は内容の一部変更等を求める場合があります(事業計画書に記載がなく、毎年度提出いただく事業計画書に記載する場合は、別途、組合と協議を行う必要があります。)

(4) 指定管理者に係る権限

指定管理者には、公園の運営に当たって、以下の権限が付与されます。なお、令和8年の条例改正により、園内で行う催し等に係る「行為の許可」の権限及び料金収入は、指定管理者に属することとなっています。

① 行為の許可

飯盛霊園条例第37条第1項各号に掲げる次の行為の許可を行います。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために、公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公衆の公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で管理者が定めること。

許可及びその取消しに当たっては、条例に基づき、公正かつ透明な手続きのもの

とに行ってください。

② 公園の利用の禁止又は制限の権限

災害その他の理由により、公園の利用が危険であると認める場合は、区域を定めて利用を禁止し又は制限することができます。

上記①から②までの具体的な手続に関しては、仕様書を参照ください。

(5) 管理運営に当たって遵守すべき法令等

業務を行うに当たり、以下の法令等の規定を遵守してください。

- 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）及び都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）
- 飯盛霊園条例（令和 8 年 3 月 26 日条例第 1 号）、飯盛霊園組合公園管理規則（令和 8 年 3 月 31 日規則第 3 号）
- 労働基準法（昭和 20 年法律第 49 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）
- 飯盛霊園組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（令和 6 年 7 月 30 日条例第 4 号）及び施行規則（令和 6 年 7 月 30 日規則第 7 号）
- 飯盛霊園組合個人情報保護法施行条例（令和 5 年 3 月 28 日条例第 3 号）及び飯盛霊園組合個人情報保護法施行細則（令和 5 年 3 月 28 日規則第 1 号）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）、飯盛霊園組合暴力団等排除措置要綱
- 施設維持、設備保守点検に関する法規等
水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- 喫煙に関する法規等
健康増進法（平成 30 年法律第 78 号）、大阪府受動喫煙防止条例（平成 31 年大阪府条例第 4 号）、大阪府子どもの受動喫煙防止条例（平成 30 年大阪府条例第 101 号）及び四條畷市受動喫煙防止条例（平成 30 年 12 月 13 日条例第 21 号）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号（以下「省エ

ネ法」という。))

- 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）
- 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- 四條畷市地域防災計画（令和 4 年度改定）
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）
- その他関連法規・通知・要領等

（６）事業計画書等の提出

指定管理業務等の初年度にあたっては令和 9 年 2 月末日までに、以降の事業年度にあたっては、毎事業年度（指定期間における最終の事業年度を除く。）の 3 月 31 日（その日が霊園の休日にあたるときは、その日前の霊園の休日でない日とする。）までに翌事業年度の指定管理業務等に係る次に掲げる事項を記載した次年度事業計画書に指定管理業務に関する収支予算書を添付して組合に提出し、その承認を得てください。

- ① 指定管理業務の実施体制に関すること。
- ② 指定管理業務の実施に関する計画、自主事業の実施に関する計画、附帯事業の実施に関する計画に関すること。
- ③ 利用者へのアンケート調査の実施方法、質問内容等の実施計画に関すること。
- ④ ①～③に掲げる事項のほか、組合が指定する事項

（７）事業報告書等の提出

本業務の実施にあたり、次に掲げる事項を日報として記録するとともに、毎月の業務終了後 10 日以内に前月の指定管理業務に係る報告事項を記載した月次事業報告書を組合に提出してください。また、毎事業年度終了後 60 日以内に、報告事項を記載した年次事業報告書に指定管理業務に係る収支決算書を添付して組合に提出してください。

- ① 指定管理業務の実施状況に関する事項
- ② 霊園の利用状況に関する事項
- ③ 自主事業の実施状況に関する事項
- ④ 附帯事業の実施状況に関する事項
- ⑤ 利用料金その他の収入の状況に関する事項
- ⑥ 指定管理業務の実施に要する経費の支出の状況に関する事項
- ⑦ ①～⑥に掲げる事項のほか、組合が指定する事項

(8) その他

- ・社会経済情勢の変化等により、業務内容の変更を組合が求めた場合についても、協議に応じていただく必要があります。
- ・指定管理者は、運営管理及び維持管理に関して、各種照会、実地調査、協議等を組合が求めた場合は応じていただく必要があります。

5. 募集に際しての基本条件

(1) 申請者資格

次の要件を満たす会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の会社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）上の一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人、公益財団法人を含む。）、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）上の特定非営利活動法人（NPO 法人）その他法人格を有する団体及び法人格を有しないが、団体としての規約を有し、かつ代表者の定めがある団体（以下「法人等」という。）若しくは複数の法人等が構成するグループであること。

- ① 事業を行う上での必要な法的資格を有するもので、日本国内に営業所又は事務所を有していること。
- ② 法人等又は法人等の役員が法人税、消費税及び地方消費税、固定資産税、都道府県民税、市町村民税を完納していること。
- ③ 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者。なお、指定を取り消されたグループの構成員であった法人等について、その取消しの日から 2 年を経過しない場合は、その法人等が指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しないものとみなす。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者及びその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者

エ 募集要項の配付開始の日から審査結果の公表の日までの期間について、飯盛霊園組合建設工事等入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受け

ている者

オ 飯盛霊園組合暴力団等排除措置要綱の規定による暴力団密接関係者及びそれらの利益となる活動を行う者

なお、複数の法人等が構成するグループで申請する場合は、上記①～③について、全ての構成員が該当するものであること。

(2) 管理者として果たしていただくべき責務

公園の管理運営を行うに当たり、次について、責務を果たしていただくこととなります（仕様書も参照のこと。）。

ア 個人情報の取扱い

指定管理者が管理業務に関して保有する個人情報について、飯盛霊園組合個人情報保護法施行条例（令和5年3月28日条例第3号）及び飯盛霊園組合個人情報保護法施行細則（令和5年3月28日規則第1号）並びに別記2「指定管理者個人情報取扱特記事項」（以下この条において「個人情報取扱特記事項」という。）の規定に従い、必要な措置を講じてください。

イ 情報公開への対応

指定管理者は、霊園の管理運営業務に関し、組合があらかじめ指定する書類を施設に備え置き、一般の方が閲覧できるようにしてください。

ウ 労働関係法令の遵守

指定管理者は、霊園の管理運営業務に関し、業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため、次に掲げる法律のほか労働関係法令を遵守してください。

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働組合法、男女雇用機会均等法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険

エ 研修の実施

運営の組織体制を維持するとともに、従業員の育成及び運営に必要な研修（接遇研修、人権研修、専門技術研修を含む）を実施してください。

オ 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

利用者の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じてください。また、地震等の災害や事件等の危機事象発生時において、組合をはじめ、関係市・警察・消防等と連携をとりながら適切に対応できるよう、危機管理マニュアルを作成

し、万全の危機管理体制を確立してください。
詳細については仕様書を参照してください。

カ 組合が実施する事業への協力

組合が実施する事業への支援・協力を積極的に行ってください。
施設管理者が対応すべき事項について組合から要請や対応方針が示された場合は、それに従い対応していただきます。

キ 利用者アンケートの実施

利用者から霊園の管理運営に関する要望・意見を積極的に把握し、利用者満足度の向上を図ると共に、新たな利用者を獲得するため、利用者サービスの向上に努めてください。

また、利用者の意見、要望等を把握し、及び管理業務に反映させるため、毎年2回以上、利用者満足度や利用者ニーズに関するアンケート調査を行い、そのデータを組合に提出してください。

指定管理者はその結果をもとに、自己点検し、管理運営業務の改善・向上に反映させてください。

ク 第三者への委託を行う場合の確認事項

組合では、業務の委託を行う際、組合の基準において入札参加停止中又は入札参加除外中の者を契約の相手方としてはならないこととしています。第三者への委託を実施される場合は、その相手方が入札参加停止中又は入札参加除外中でないことをご確認ください。

また、第三者へ委託する場合、委託金額にかかわらず、その相手方から暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収し、組合へ提出してください。

ケ 備品管理について

管理業務を実施するために自己の費用及び責任において霊園に設備、備品等を設置する場合は、指定期間中、当該設備、備品等を第三者に譲渡し、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、又は担保に供してはけません（附帯事業及び自主事業は除く）。

コ 保険への加入

施設の運営上の過失や、管理不具合等により、利用者に損害が発生した場合に備えて、必要な保険に加入してください（詳細については「5.（7）指定管理者と組合の責任分担」を参照してください）。

具体的な保険内容については、組合と協議することとし、加入後、保険契約内容を証する書面を組合に提出してください。

サ 各種税の取扱いについて

指定管理者は、法人（人格のない社団等で代表者の定めがあり、収益事業を行うものを含む。）の住民税、法人が行う事業に係る事業税、事業所税、新たに設置した償却資産に係る固定資産税、消費税及び地方消費税等の納税義務者となる可能性があります。詳しくは、国税については税務署、府税については府税事務所、市税については四條畷市にそれぞれ問い合わせてください。

シ 周辺施設等との連携・協力

指定管理者は周辺施設等の管理者と連携し、相互に協力して利用者のニーズに応じたサービスの提供を行い、霊園の魅力を高めるよう努めてください。

ス 要望及び苦情の対応

利用者からの要望・苦情に対しては、必要に応じて組合と協議を行い、適切に対応してください。

また、対応した内容については、速やかに組合に報告するとともに、管理運営に反映させてください。なお、指定管理業務以外に関する苦情・要望については、適切に関係部署に連絡又は引継を行ってください。

セ 適正な公金管理について

会計処理に当たっては、指定管理業務、附帯事業及び自主事業を区分して経理してください。会計処理に関する取扱いを決めて、指定管理業務、附帯事業及び自主事業の出納状況が分かるように会計帳簿を作成し、適正な公金管理を行ってください。

ソ 自己評価の実施及び結果の報告について

申請時に提出した事業計画書、各年度の事業計画書、仕様書等に沿って、指定管理業務を適正に遂行しているかどうかについて、自己評価を行うとともに、その結果を組合に報告してください。

なお、詳細は仕様書を参照ください。

タ 調査・報告への協力

霊園に係る組合及び自治体等が実施する各種調査・報告に速やかに対応していただきます。

チ 地域人材の雇用

霊園が公の施設であることを考慮し、業務に従事する従業員の確保に当たっては、率先して近隣地域に居住する者の採用に務めてください。

ツ 斎場建替事業について

飯盛霊園組合では斎場建替事業を進めており、令和9年1月から令和11年12月にかけて斎場の新築工事、既存斎場解体工事を予定しています。

指定管理業務については、霊園と斎場が隣接していることから、組合及び斎場建替事業者と相互調整し、円滑に進捗するように努めてください。

(3) 指定予定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

組合議会の議決後、組合が指定した日に確定するものとします。

ただし、管理を継続することが適当でないとするときは、飯盛霊園組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（令和6年7月30日条例第4号）第12条に基づき、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(4) 指定管理料の支払い

指定管理料の額は、事業年度ごとに、当該事業年度における管理業務（自主事業、附帯事業の実施に関する業務を除く。）の実施に要する費用の額として当該事業年度の事業計画書に記載された金額を基本として別途締結する年度協定書において確定する額を支払います。

応募に当たっては、次の基準額以内の額で指定管理料を提示してください（収支計画書において基準額を超える額を提示した場合は、失格とします。）。

指定管理料 基準額

指定管理料（1年） 148,544,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(5) 附帯事業、自主事業の実施に係る公園使用料

飯盛霊園条例第45条に基づき、別表第8及び第9に掲げる公園使用料を算出します。なお、同条例が改正された場合は、改正後の金額に従うものとします。

使用料は、専ら附帯事業、自主事業に使用される部分の面積を対象とします。指定管理業務に使用する管理事務所、トイレ、休憩室等の一般利用者に広く解放する施設の面積は含みません。

支払方法については、詳細は組合と事業者との間で協議により定めるものとします。

■使用料の額【飯盛霊園条例別表第8（第45条、第51条関係）】

第37条の行為は、「4.（4）指定管理者に係る権限」を参照してください。

種別		単位	使用料
第37条第1項第1号に掲げる行為をする場合		1平方メートル 1日につき	20円
第37条第1項第2号に掲げる行為をする場合（同号に掲げる行為の許可と併せて、同項第1号に掲げる行為の許可を受ける場合を含む。）		1平方メートル 1日につき	20円
第37条第1項第3号に掲げる行為をする場合（同号に掲げる行為の許可と併せて、同項第1号に掲げる行為の許可を受ける場合を含む。）		1平方メートル 1日につき	20円
第37条第1項第4号に掲げる行為をする場合	業として写真を撮影するとき。	写真機1台につき 1日につき	4,000円
	業として映画を撮影するとき。	1箇所 1日につき	
上記以外の場合		管理者がその都度定める。	

備考

- 1 営業でない場合及び会費、入場料その他これらに類する料金を徴収しない場合の使用料は、この表の金額の100分の50に相当する額とする。
- 2 面積が1平方メートル未満であるとき、又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算するものとする。
- 3 期間の計算については、単位期間に満たない端数は、当該単位期間とする。

■使用料の額【飯盛霊園条例別表第9（第45条関係）】

種別		単位	使用料
公園施設を設け、又は管理する場合	公園施設を設ける場合	1平方メートル1年につき	1,000円
	公園施設を管理する場合	1平方メートル1年につき	2,000円

※自動販売機を設置する場合は、この表に定める使用料にかかわらず、自動販売機1台1年につき、当該自動販売機の使用面積が1平方メートル未満のものにあつては12,220円、1平方メートル以上のものにあつては12,220円に0.1平方メートルを増すごとに1,223円を加算した額（以下これらの額を「基準額」という。）とする。ただし、管理者が適当と認

めるときは、基準額を最低価格とし、公募により決定した額とすることができる。

(6) 業務分担

指定管理者と組合の主な業務分担は、次の「業務分担表」によるものとします。

【業務分担表】

分類	業務項目	役割分担		分類	業務項目	役割分担		
		組合	事業者			組合	事業者	
霊園及び 便益施設の 維持管理に 関する業務	園内交通誘導警備		○	霊園及び 便益施設の 維持管理に 関する業務	遊具の修繕	○		
	樹木管理、芝生管理、 花壇管理、補植、清掃、 草刈り等維持管理業務、 駐車場管理、施設管理業務 (事業所、休憩所、トイレ等)		○		高圧受電設備 保守管理業務	○		
	貯水槽清掃等業務		○		防災等管理業務	○		
	受水槽揚水ポンプ点検業務		○		機械警備業務 (園内、便益施設)	○		
	浄化槽導入管管理業務		○		墓園・園路・施設等 の修繕業務	○		
	浄化槽維持管理業務		○		有害鳥獣対策	○		
	消防用設備等定期点検業務		○		便益施設の 設計・建設に 関する業務	便益施設の性能規定	○	
	簡易専用水道法定検査業務		○			便益施設の設計業務	○	
	電気設備保守業務		○			便益施設の建設業務	○	
	施設巡回業務		○			造成工事業務	○	
	遊具の点検		○	附帯事業及び 自主事業に 必要な什器・備品の 購入・設置			○	
	枯れ供花の処分		○	工事監理業務		○		
	事業系一般廃棄物の処分		○	墓園管理		霊園・墓地に関する各種手 続きの受付・相談・ 手数料徴収	○	
	産業廃棄物の処分		○			墓地台帳の管理	○	
	イノシシ柵の点検と補修		○		墓石等の工事に係る検査	○		
	遊具の点検		○		霊園の再公募	○		
	公園許可業務	行為の許可、利用料金の徴 収			○	合同葬・樹木葬等の拡充整 備	○	
		公園の利用の禁止又は制限			○	現地確認・巡回等	○	
附帯業務	飲食、物販等の便益サービ スの提供業務		○		臨時バスの運行	別途	別途	
	供花販売業務		○					
自主事業			○					

(7) 指定管理者と組合の責任分担

指定管理者は、施設及び物品の破損や盗難等については、いかなる場合であっても応急措置を講じる等、霊園利用者の安全確保に努めてください。

指定管理者は、運営管理及び維持管理に当たり、公園施設並びに附帯設備を損壊又は破損したときは、組合が指定する日までに、原状回復するか損害の相当額を賠償することとします。ただし、やむを得ない場合は、組合の承認により原状回復や撤去等を不要とします。

組合及び指定管理者以外の者が原因者であり、原因者を特定出来る場合は、指定管理者が、原因者に原状復旧を求めるものとします。原因者が判明しない場合や、判明したとしても費用負担を求めることが困難な場合は、組合と協議し、双方合意の上で対応することとします。

指定期間中の指定管理者と組合との責任分担(リスク分担)については、次の「リスク分担表」によるものとします。

【リスク分担表】○印がリスク負担者、△印は部分的に分担

段階	No.	リスクの内容	負担者			備考
			組合	事業者	分担 (協議)	
共通	1	募集要項等の誤りによるもの	○			
	2	本事業に直接関係する条例、法令等の変更			○	
	3	消費税（地方消費税を含む税制）の変更			○	
	4	法人税・法人市民税率等の変更		○		
	5	組合が行う許認可取得の遅延によるもの	○			
	6	事業者が行う許認可取得等の遅延によるもの		○		
	7	組合に帰責事由がある第三者に与える損害	○			
	8	事業者に帰責事由がある第三者に与える損害		○		
	9	組合と事業者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由がある損害			○	
	10	本事業に必要な資金の確保		○		
	11	本事業にかかわる費用の物価及び金利の変動			○	
	12	組合の帰責による本事業の中止・延期	○			
	13	事業者の帰責による本事業の中止・延期（テナント等帰責を含む）		○		
	14	組合、事業者以外の帰責による本事業の中止・延期			○	
	15	事業者の事業放棄・破綻		○		

	16	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○	△	事業者が負担すべき金額を含め、保険の付保を原則とする。保険による担保を超える部分については組合の負担とする。 △：事業者が設置した設備等の復旧は事業者とする。	
	17	不可抗力による管理運営の中断			○	公園施設等が復旧困難な被害を受けた場合、また広域避難場所としての災害対応のために業務の一部又は全部の停止を命じる場合がある。
事業開始前	18	組合の帰責による本事業の契約締結不可又は遅延	○			
	19	事業者の帰責による本事業の契約締結不可又は遅延		○		
	20	組合の帰責による設計、工事等の計画変更、遅延	○			
	21	事業者の帰責による設計、工事等の計画変更、遅延		○		
	22	組合の帰責による工事費の増減	○			
	23	事業者の帰責による工事費の増減		○		
事業開始後	24	組合の帰責による維持管理・運営費用の増減	○			
	25	事業者の帰責による維持管理・運営費用の増減		○		
	26	組合の帰責による業務内容の変更	○			
	27	霊園に係る大規模修繕	○			
	28	霊園に係る定期修繕		○		修繕費については、年額250万円以下で実施
	29	組合が設置した施設、機器等の不備に伴う修繕	○			使用収益が制限された場合の使用料減免について協議
	30	事業者の帰責による施設等の損傷		○		
	31	事業者が設置した施設、機器等の修繕		○		附帯事業及び自主事業に伴う、各種申請コストや施設、設備等の設置・撤去費、工事、監理、修繕等を含む
	32	本事業に係る収入の増減		○		
事業終了	33	原状回復に伴う費用		○		附帯事業及び自主事業に伴う原状回復を含む

※ 施設の欠陥に起因する事故等であっても、組合から指定管理者への注意喚起がなされてきたにもかかわらず、安全管理を怠っていた場合は管理瑕疵となります。

【保険加入について】

下表のとおり、組合を「被保険者」とする保険への加入を義務付けします。保険証書の写しを組合に提出してください。

保険の名称	加入義務	
施設賠償責任保険 設置瑕疵・管理瑕疵	必須	被保険者は「組合并びに契約者」とし、対象は「附帯事業、自主事業を含む霊園管理業務」としてください。 補償額 身体賠償 1名につき 5,000万円 1事故につき 5億円 財物賠償 1事故につき 1,000万円 個人情報漏洩による損害賠償 保険期間中 2億円 個人情報漏えいによる対応費用 1事故 1,000万円 年間 3,000万円 自己負担額（面積金額） 1事故につき なし
車両保険	必須	災害時、緊急時の際等で、管理者以外の者が運転又は同乗しているときの事故に対しても、対物・対人に対する補償が可能な保険に加入してください。
火災保険	任意	任意に加入することは妨げません。
盗難保険・その他	任意	任意に加入することは妨げません。

（８）提案内容等の遵守

提案内容及び管理者として果たしていただくべき責務について、誠実に履行しない場合は、改善指導後、不履行の内容によっては指定を取り消す場合があります。

また、「11. モニタリング（点検）の実施」に記載のとおり、業務の実施状況に関する評価結果に基づき、次回の指定管理者選定時に減点措置を講じる場合があります。

（９）組織体制

- ア 霊園を良好かつ十分に管理運営できる職員配置・組織体制を確保してください。
- イ 霊園全体を総合的に管理運営（マネジメント）する常勤の管理責任者等を専任で配置してください。
- ウ 仕様書に定める必置有資格者のほか、霊園の特性や施設内容に応じて必要な有資格者を配置し、良好な管理運営に努めてください。
- エ 管理技術、接遇態度の向上等、職員の能力育成（定期研修等の実施）に努めて

ください。

オ 職員は以下の基準に基づいて配置してください。

(ア) 職員の基本姿勢

市民の信頼に応じるため、公の施設の管理者としての自覚を持つとともに、霊園の設置目的を理解し、適正な管理運営に努めてください。

(イ) 管理責任者

管理責任者及び職務代理者は、指定管理業務実施時において、申請者（グループ申請の場合は、代表法人を含むいずれかの構成団体）のいずれかの正規雇用者（※1）であることが必要です。申請者が社団法人等の場合、その法人等の構成員（社員）に雇用されている者は、「申請者の正規雇用者」や「申請者との直接雇用関係」には該当しないので、ご注意ください。

※1：正規雇用者とは、次の要件を満たすこととします。

(1)フルタイムでの勤務

(2)直接雇用 ※2

(3)出向による場合は、少なくとも指定管理業務開始時から指定管理業務完了時までには必ず雇用すること

※2：直接雇用とは、企業と従業員の間で直接契約を交わすことをいいます。派遣や請負等、派遣会社などを介した間接雇用は該当しません。

また、管理責任者、職務代理者は、指定期間中、公園の常勤及び専任にすることが必要です。

なお、管理責任者は、最低でも2か年は霊園に勤務し、みだりに変更できないものとし、やむを得ず変更しなければならない事象が生じたときは、あらかじめ組合に申し出るとともに、霊園の管理運営に支障を来さないよう、前任者と後任者の引継ぎ期間を設け、入念に引継ぎを行い、万全を期すようにしてください。

a 管理責任者

- ・霊園全体の管理運営に関わる総責任者として、管理業務や対外業務、指揮監督等の全体業務を総括する立場にあり、霊園全体の経営や管理運営（運営管理・維持管理）を円滑かつ効果的に総合マネジメントするものとし、
- ・管理責任者は、霊園の管理運営における総合的・実務的な知識・経験及び管理運営の実行能力を有する必要があることから、霊園、都市公園、公園施設（類似施設含む。※1）の管理に係るマネジメント業務について1年以上の実務経験（※2）を有している者又はそれと同等以上の能

力を有している者（※3）とします。

※1：都市公園の類似施設 農業公園、自然公園、テーマパークなど

※2：樹木剪定や除草等単なる作業計画の立案や作業監督だけの経験者は該当しない。

※3：公園の管理運営のマネジメント能力を有していると認められる「公園管理運営士」の資格保有者を想定している。

(ウ) 職務代理者の配置（管理責任者の不在時の対応）

管理責任者が不在（出張又は法定休日等）の際に、管理運営に支障をきたさないよう、別に職務代理者を定め、管理責任者不在時には、必ず職務代理者が常駐し、管理運営の対応ができるようにしてください。

(エ) 必置技術者

霊園管理の品質を確保するために定めている必置技術者として「一級（二級）造園施工管理技士」「樹木医」を配置すること。ただし、「一級（二級）造園施工管理技士」は、常駐となります。

6. 申請の手続

※ 申請に係る経費は申請者の負担となります。

(1) 募集要項及び申請に関する資料の配布

ア 配布期間

令和8年5月13日（水曜日）午前9時～令和8年7月31日（金曜日）午後5時まで

イ 配布場所

下記の飯盛霊園組合のホームページからダウンロードしてください。窓口での配布は行いません。

URL：

https://iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp/iimorireien/shiteikan_nri/

(2) 申請に関する説明会及び現地施設案内

ア 受付

説明会及び現地施設案内への参加の申し込みについては、令和8年5月13日（水曜日）から令和8年5月22日（金曜日）までの間に「申請に関する説明会

及び現地施設案内参加申込書（様式第1号）」により、電子メールで行ってください（電子メール送信後、必ず担当まで電話で到着確認をしてください。電話での到着確認は土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで。）

申込み先 飯盛霊園組合施設課

（大阪府四條畷市大字下田原 448 番地）

電子メールアドレス sisetsu-k@iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp

電話 0743-61-5945

※口頭、電話、ファクシミリ及び郵送による申込みはお受けできません。

※説明会への参加に当たっては、会場の都合により、1 団体 2 名以内でお願いします。

イ 開催日時等

開催日時：令和8年5月25日（月曜日）10時から 2時間程度

開催場所：飯盛霊園組合2階 会議室

住 所：大阪府四條畷市大字下田原 448 番地

（3）質疑

ア 受付

質疑がある場合は、令和8年5月13日（水曜日）から令和8年6月5日（金曜日）（厳守）まで（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで。）に、必ず「質問書（様式第2号）」（質疑がある場合）により、電子メールで行ってください（電子メール送信後、必ず担当まで電話で到着確認をしてください。）。

電子メールアドレス、電話番号は「6.（2）ア」を参照してください。

※口頭、電話、ファクシミリ及び郵送による申込みはお受けできません。

イ 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、「質問書（様式第2号）」を受付後、適宜、飯盛霊園組合のホームページで公表する予定です。

令和8年6月12日（金曜日）までに行う予定です。

URL：

<https://iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp/iimorireien/shiteikan-nri/>

※質問の内容によっては、複数回に分けて回答する場合がありますのでご了承ください。

ウ その他

申請に関係が無いと思われる質問等、質問内容によってはお答えできない場

合があります。

(4) 申請に当たっての提出書類の受付

ア. 提出期間

令和8年6月29日(月曜日)から令和8年7月31日(金曜日)まで
受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後5時まで

※ただし土曜日、日曜日及び祝日は書類の受付をいたしません。

※提出期限を経過した後は、書類の受付をいたしません。また、提出期限を経過した後の書類の変更及び追加は認めません。

イ. 提出場所

飯盛霊園組合施設課

(大阪府四條畷市大字下田原 448 番地)

電子メールアドレス sisetsu-k@iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp

電話 0743-61-5945

※申請に当たっては、前日までに組合へ連絡の上、当日、提出書類は必ず持参してください。

(5) その他

申請資格を有しないと認められる方からの質疑、現地施設案内、説明会への出席はお断りすることがあります。

7. 申請に当たっての提出書類

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出してください。

提出書類のうち、事業計画書、収支計画書には、「8. 指定管理者の選定(1) 選定方針」等を踏まえたうえで、霊園の設置目的に応じた管理運営を行うに当たっての基本的な考え方とその実現方法を示してください。特に、事業計画書には、公園の利用促進、利用者の利便性向上、便益施設の利用促進、植物管理や景観づくり、公園や施設の維持管理、自然環境の維持等、公園の効用を最大限発揮するための具体的な方策を示してください。

なお、事業計画書(様式第4号)、収支計画書(様式第5号1～3)については、申請者名(グループ名)の記載は禁止いたします(正本及び副本の表紙は除く)。
※申請者名(グループ名)が記載されている場合は、受付できません(受付後に申請者名が記載されていることが判明した場合は、当該項目についての採点を行わない場合があります)。

- ① 指定管理者指定申請書（様式第3号）
- ② 事業計画書（様式第4号）
 - 公園の管理に関する業務を最も適正かつ確実に行うことができるよう、下記の点に留意して記入してください。
 - (ア) 霊園・公園の維持管理について、安全安心な利用や美観が確保されるように適切な管理を行うための方策
 - (イ) 利用促進方策や利用者の利便性の向上につながる提案
 - (ウ) 霊園・公園の管理業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎
 - (エ) 霊園・公園管理に係る経費の縮減や収益還元を図るための方策
 - (オ) 地域との協働や連携に積極的な提案
- ③ 収支計画書（様式第5号1）
 - 収支計画書（附帯事業）（様式第5号2）
 - 収支計画書（自主事業）（様式第5号3）
 - 令和9年度から13年度までについて、年度ごとに作成してください。
 - (注1) 収支計画は、「委託料」及び「利用料金収入」、「附帯事業収入」並びに「自主事業収入」のみで採算が合うようにしてください。
 - (注2) 収支計画と管理計画の内容の整合性を審査するため、収支計画書（提案価格算出）の内訳資料（任意書式）を提出してください。必要に応じ、これら内訳の詳細を記した資料の提出をさらに求めることがあります。
 - (注3) 収支計画書（附帯事業）（様式第5号2）及び収支計画書（自主事業）（様式第5号3）の収支計画は、事業ごとに採算が合うようにしてください。また、収支計画書（様式第3号1）の内容は整合を図ってください。
- ④ 法人等の概要を示す書類
 - (ア) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
 - (イ) 法人にあつては、登記簿の謄本、もしくは「登記事項証明書」
 - (ウ) 役員又は代表者若しくは管理人その他これらに準ずる者の名簿
 - (エ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類（本社及び事業所所在地、設立年月日、従業員数、経営理念・方針、事業概要、組織図、主たる事業の実績、売上高等を記載した書類、会社案内パンフレットでも可）
 - (オ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
 - （グループ企業で連結決算を行っている場合には、連結決算書についても提出してください。）

⑤ 納税証明書

(ア)直近年度の「法人税」並びに「消費税及び地方消費税」について未納額のないことの証明書の写し（提出日から3箇月前までのものを有効とする）

(イ) 営業所が組合関係市（守口市、門真市、大東市、四條畷市）内にある場合は、直近年度の市民税の完納証明書の写し（提出日から3箇月前までのものを有効とする）

⑥ 管理責任者等の保有資格及び実務実績

(ア)管理責任者の都市公園（類似施設含む。）の管理に係るマネジメント業務について1年以上の実務経験又はそれと同等以上の能力を有していることが分かる資料（任意書式）を提出してください。

(イ) 一級（二級）造園施工管理技士、樹木医の資格の写し

⑦ 管理責任者等の雇用関係が分かる資料

管理責任者、職務代理人、必置技術者が、申請者（グループ申請の場合は、代表法人を含むいずれかの構成団体）と雇用関係にある場合は、その事実がわかる資料（健康保険被保険者証や雇用契約書の写し等）を提出してください。

⑧ 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式第6号）

⑨ 委任状（当該法人等において、代表機関以外の者（支社長等）に委任する場合のみ）（様式第7号）

⑩ グループ構成員届（グループ申請の場合のみ）（様式第8号）

⑪ グループの各構成員の主な業務分担表（グループ申請の場合のみ）（様式第9号）

⑫ グループ構成員によるグループ代表者への委任状（グループ申請の場合のみ）（様式第10号）

⑬ グループ協定書（グループ申請の場合のみ、任意書式）

※公募期間中に各種様式が変更になったときは、飯盛霊園組合のホームページにてお知らせします。

（2）複数の法人等が共同して申請する場合

複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、代表者を定め、「事業計画書」にその旨を明記してください。この場合、(1)提出書類 ④「法人等の概要を示す書類」から⑧「暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書」までの書類は、全ての法人等について提出するとともに、(1) 提出書類 ⑩「グループ構成員届」から⑬「グループ協定書」までの書類も提出してください。

申請書提出期限経過後は、代表する申請法人等及びグループを構成する申請法人等の変更は認めません。

なお、複数の法人等が共同して申請したグループが指定管理者に指定された場

合、共同事業体間での業務分担・内容等を把握することを目的として、指定管理候補者の決定後、指定期間開始までに共同事業者間の協定書を提出していただきます。

(3) 提出部数

書類は、A4版で、正本・副本の2部と抜粋版（様式第4号、第5号1～3、）の8部を同時に提出してください。

申請者名の記載は正本のみとし、副本（表紙を除く）及び抜粋版には記載しないととも、他に申請者名の表示があれば黒塗りする等により、申請者が推測できる記載は行わないこととしてください。

(1) 提出書類の全ての書類は、正本、写しに加え、電子データ（CD-R等※）を1部提出してください。

※ (1) 提出書類 ④～⑧の書類の電子データ（CD-R等）については、複数の法人等が共同して申請する場合には、全構成員のものがが必要です。

※ 異なったソフトで作成された資料（エクセル様式の資料をワード様式で作成する等）は受け付けできません。

CD-R等のメディアに「飯盛霊園指定管理者募集」、「代表企業名」、「提出年月日」を記入してください。

電子データについては、様式と同じソフト（ワード、エクセル及びパワーポイント）で作成してください。ワード2016、エクセル2016、パワーポイント2016で読み取りできるバージョンで作成してください。

(1) 提出書類④～⑦の電子データについては、様式はありませんので、PDF形式でも提出可能です。

※ 書類の提出は、1申請者につき1提案とします。

※ 資料はファイルに綴じ、見出し等を付けてわかりやすく整理し、提出してください。

(4) 提出書類の返却

理由のいかんを問わず返却しません。

(5) 提出書類の不備

提出書類のチェックを行ってください。

不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) 記載内容の変更等の禁止

提出期間を経過した後は、書類等の書き換え、差し換え又は撤回をすることはで

きません。

(7) 提案内容の公表

必要に応じて、提案内容の概要を公表することがあります。

(8) その他

- ① 必要に応じて、追加書類の提出を求めることがあります。
- ② 組合が提示する書類等や申請者が提出する書類等の著作権は、それぞれの者に帰属します。ただし、組合がこの募集において公表する場合その他組合が必要と認めるときは、組合は提出書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- ③ 提出書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て申請者が負うものとします。

8. 指定管理者の選定

(1) 選定方針

霊園の指定管理者には、条例第 49 条に基づき、組合の管理方針を最も適正かつ確実に行うことができると認められるものを選定します。

(2) 選定機関

組合は、指定管理者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、組合が設置した飯盛霊園指定管理者選定評価委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を実施します。

(3) 選定方法

選定委員会が、下記の審査項目及び審査基準に基づいて、提出された書類等を審査し、優先交渉権者と次点者を選びます。

ア 一次審査

選定委員会事務局が、募集要項と適合しているか審査します。結果及び二次審査の日程を通知します。8. (4) に掲げる不適合の場合は一次審査で失格とします。

イ 二次審査

一次審査を通過した団体は、プレゼンテーションを実施していただき、選定委員会によるヒアリングを行います。詳細は、一次審査結果の通知時に連絡します。

なお、説明を求める内容は提案内容全般に渡りますので、申請者を代表して説明や意見を述べられる方に説明をお願いします。ただし、技術的な事項について説明を求めることもありますので、申請された法人等に属する技術者等の同席は構いません。

※ 事業計画等の審査は匿名で行うため、説明に当たっては、申請者名（グループ名）を述べたり推測できるような説明をしないでください。また、申請者名（グループ名）が分かるような企業の社章の着用等もしないでください。申請者名（グループ名）が判明した場合には、影響する項目についての審査が困難となる場合がありますので、ご注意願います。

《審査項目》

- (ア) 霊園・公園の維持管理について、安全安心な利用や美観が確保されるように適切な管理を行うことができるか
- (イ) 利用促進方策や利用者の利便性の向上につながる提案となっているか
- (ウ) 霊園・公園の管理業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有しているか
- (エ) 霊園・公園管理に係る経費の縮減や収益還元を図ることができるか
- (オ) 地域との協働や連携に積極的な提案となっているか

《審査基準》

以下の評価方針にもとづき、効果的効率的な管理運営の具体策を審査します。

(100点満点)

詳細は、別紙2を参照してください。

評価方針	評価項目	配点
安全安心な利用や美観が確保されるように適切な管理方策	○適切な管理（考え方） ○安全・安心な利用の確保 ○管理計画書の適切性	25点
利用促進方策や利用者の利便性の向上につながる方策	○便益施設の運営内容・的確性 ○供花販売の運営内容・的確性 ○自主事業に関する提案の的確性	35点
適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項	○安定的な運営が可能となる人的能力 ○安定的な運営が可能な財政的基盤 ○過去の類似業務実績	15点
霊園・公園管理に係る経費の縮減に関する方策※	○運営管理に係る経費の内容 ○自主事業、附帯事業の収入源の確保	15点
地域貢献	○地域の事業者や団体等との事業参画や連携、地元雇用などの地域貢献性	10点

※ 管理に係る経費の縮減に関する方策については、次の採点方法により得点を決定します。

満点 × (提案価格のうち最低の価格 / 提案価格) = 得点

(注)

- ・「5. (4) 指定管理料の支払い」の基準額を上回る提案は失格となります。
- ・他の申請者と比較して提案価格が最低であった申請者が他の項目で不適格(提案事

項Ⅰ～Ⅲ及びⅤのいずれかが無得点になった場合) となった場合は、その申請者の提案価格はこの式の「提案価格のうちの最低の価格」として取り扱いません(不適格とならなかった申請者の提案価格の中から「提案価格のうちの最低の価格」を定めます。)

《優先交渉権者の選定》

- 選定委員会における審査において、最も評価の点数が高い法人等を優先交渉権者とします。
- ただし、最も評価の点数が高い場合であっても、上記《審査基準》における「評価方針」の5つについて、いずれかが無得点(0点)の場合は選定されないこととなります。
- 複数の法人等の点数が同点の場合は、評価項目のうち「利用促進方策や利用者の利便性の向上につながる方策」の点数が高い法人等を選定します。ただし、当該項目も同点の場合は、抽選によるものとします。

(4) 留意事項

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ア 提出書類に著しい不備があった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 提出期限までに必要な書類が整わなかった場合
- エ 関係法令に違反又は本要項から著しく逸脱した提案である場合
- オ 書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更したことが明らかになった場合
- カ 審査基準における「評価方針」(大項目)の5つについて、いずれかが無得点(0点)と評価された場合
- キ 事業計画書及び収支計画書の整合が取れておらず、提案価格で提案内容の管理を行うことが困難であると判断される場合
- ク 「5.(4) 指定管理料の支払い」の指定管理料の基準額を上回る場合
- ケ 各管理責任者等の基準を満たしていない場合
- コ その他、事業計画書等に記載されている内容が、指定管理者として適切でないと判断される場合
- サ 以下の不正行為があった場合
 - ・他の申請者と申請提案の内容又はその意思について相談を行うこと
 - ・優先交渉権者の選定の前に、他の申請提案者に対して申請提案の内容を意図的に開示すること
 - ・優先交渉権者の選定を行う選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること

- ・審査結果が公表されるまで、組合の受注業務関係や諸手続き以外で、直接・間接を問わず、組合の現職員（嘱託・非常勤職員を含む。）に接触を求めること
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

なお、一者しか申請が無い場合でも選定委員会を開催し、審査を行います。

（５）審査結果

選定委員会の審査結果については、申請法人等に書面で通知するとともに、選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目をホームページにおいて公表します。

【選定結果について】

- ①優先交渉権者の名称と評価点（提案金額を含む。）
- ②全申請者の評価点 ※得点順
- ③優先交渉権者の選定理由 ※講評ポイント
- ④選定評価委員会の委員名簿

（６）指定管理候補者の選定

選定委員会の審査結果に基づき、組合が優先交渉権者と細部について協議し、指定管理候補者として選定します。

なお、優先交渉権者に事故等があるときは、次点者を指定管理候補者として選定する場合があります。

9. 指定管理者の指定

指定管理候補者は、議会での議決を経た後に組合が指定管理者として指定し、その旨を組合が公告します。

10. 指定後のスケジュール

指定管理者として指定した後のスケジュールは次のとおりとなります。

（１）令和9年度の事業計画書の提出と承認

指定管理者指定申請書を提出する際に添付していただいた事業計画書に基づき、組合との協議を経て、令和9年2月末日までに、令和9年度の事業計画書（指定管理業務、附帯事業、自主事業の実施に関する計画、収支計画書及び管理体制計画書

(配置する職員の資格証の写しを含む。))を作成し、組合に提出してください。

(2) 協定の締結

申請時に提出された事業計画書について、組合が適正であると認めたときは、令和9年度から令和13年度までの5年間の協定を締結していただくこととなります。

ただし、組合において、契約締結までに管理内容に変動要素があった場合は、申請時の収支計画書を修正し、指定管理者と協議のうえ、指定管理料の修正を行うことがあります。

(3) 引継ぎ事項

ア 現委託事業者からの業務の引継ぎ等

令和9年度からの管理運営が円滑に開始できるよう、新たに指定管理候補者が選定された段階で、必要な引継ぎを行うことを求めることとします(現委託事業者からの引継ぎや研修を行います。)

引継ぎに要する費用は、全て指定管理候補者の負担とします。また、現委託事業者と同様の守秘義務が課せられます。

イ 次期指定管理者への業務の引継ぎ

指定期間満了時等には、次回の指定管理者への引継ぎに当たる書類及び留意事項等を作成の上、次回の指定管理者への必要な引継ぎを行っていただきます。

組合が必要と認める公園の管理運営に関するデータ等についても無償で提供していただきます。また、利用者に不便をかけないようにするため、作成したパンフレットやホームページ等については、次回の指定管理者に必要な引継ぎを行っていただきます。

ウ その他

現清掃、供花販売等業務に従事している地域雇用者が引き続き就業を希望する場合は、その意向を尊重し円滑に就業されるよう、新旧の指定管理者や、その他関係者も含めた調整に努めてください。

引継ぎ事項の詳細は、仕様書を参照してください。

11. モニタリング(点検)の実施

年度ごとに、その運営の状況について、モニタリング(点検)を実施します。モニタリングは、業務について、点検・評価を行い、それをフィードバックすること

で、さらに霊園サービスの向上につなげていくためのものです。指定管理者には、自己評価を行っていただく等、取組をお願いします。

12. 指定の取消し等

- ア 指定期間中であっても、管理業務等に関する組合の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、条例の定めるところにより、その指定を取消、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。提案内容及び指定管理者として果たすべき責務を誠実に履行しない場合は、組合がその履行を指示することがあります。その指示に従わない場合には、上記の条例に基づく処分の対象となることがあります。
- イ 指定管理者が事業実施計画に記載された業務を履行しない場合や、組合が求める管理レベル（募集要項、仕様書に記載している管理内容）に達していない業務がある場合は、当該業務について指定を取り消し、指定管理料の減額を行うことがあります。この場合において、組合に損害が生じたときは指定管理者に賠償していただきます。

13. その他

- ア 指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。
- イ 指定管理者が、協定の締結までに、事業の履行が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者として相応しくないと認められるときは、その指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
- なお、指定管理者の指定を取り消された場合は、次点者を議会での議決を経た後、指定管理候補者として選定する場合があります。
- ウ 申請に当たっての提出書類受付後に辞退する場合には、辞退届を提出してください。

14. 問い合わせ先

飯盛霊園組合施設課

(大阪府四條畷市大字下田原 448 番地)

電子メールアドレス sisetsu-k@iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp

電話 0743-61-5945

申請書類（様式等）

（１）説明会、質疑に関わる様式

- ① 申請に関する説明会及び現地施設案内参加申込書（様式第 1 号）
- ② 質問書（様式第 2 号）

（２）申請に当たっての書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式第 3 号）
- ② 事業計画書（様式第 4 号）
- ③ 収支計画書（様式第 5 号 1）
 - 収支計画書（附帯事業）（様式第 5 号 2）
 - 収支計画書（自主事業）（様式第 5 号 3）
- ④ 法人等の概要を示す書類
- ⑤ 納税証明書
- ⑥ 管理責任者等の保有資格及び実務実績
- ⑦ 管理責任者等の雇用関係が分かる資料
- ⑧ 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式第 6 号）
- ⑨ 委任状（当該法人等において、代表機関以外の者（支社長等）に委任する場合のみ）
（様式第 7 号）
- ⑩ グループ構成員届（グループ申請の場合のみ）（様式第 8 号）
- ⑪ グループの各構成員の主な業務分担表（グループ申請の場合のみ）（様式第 9 号）
- ⑫ グループ構成員によるグループ代表者への委任状（グループ申請の場合のみ）
（様式第 10 号）
- ⑬ グループ協定書（グループ申請の場合のみ、任意書式）

参考資料

- ・ 飯盛霊園組合施設管理基本計画（令和3年12月改訂）
- ・ 飯盛霊園整備基本構想（令和5年2月）
- ・ 飯盛霊園組合公園整備計画（令和7年3月）
- ・ 飯盛霊園指定管理業務等仕様書
- ・ （別冊）飯盛霊園の維持管理に関する業務仕様書
- ・ 飯盛霊園指定管理業務等基本協定書（案）